

平成 28 年 3 月 29 日  
国 税 庁

旭化成建材株式会社がかくい施工を行った工事に関する調査により  
施工データの流用が明らかになった建築物の安全性の確認について

昨年 11 月に国土交通省の指示により実施された、旭化成建材株式会社が行った杭工事に関する調査において、データ流用が判明した「上田税務署上田新田宿舎」については、特定行政庁である上田市建築主事の指示を踏まえ、安全性の確認のための作業を行っていたところ、今般、上田市建築主事より関東信越国税局に対し、安全性の確認がとれた旨連絡がありました。

また、杭データが確認できなかった「広島東税務署附属棟」については、昨年 12 月に、元請業者より杭工事が適切に施工されたことを確認した旨の報告書の提出を受け、国土交通省中国地方整備局にも確認を求め問題ない旨の回答を得ています。